

# 農業委員会委員選挙人名簿 登録申請をお忘れなく

農業委員会等に関する法律に基づき、平成19年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿の調整を行いますので、次の各号に該当する有資格者は、選挙人名簿登録申請書を提出してください。

この申請は毎年必要ですので、今年度に登録されている方も新年度の選挙人名簿に登録するためには、この申請書を提出しなければなりません。

## 【資格】

1. 平成19年1月1日現在、甲賀市に住所を有する者
2. 平成19年3月31日現在で、満20歳以上の者
3. 次の①～③のいずれかに該当する者
  - ①耕作面積が10アール以上の耕作業務を営む者
  - ②耕作の業務を営む同居の親族又その配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している者
  - ③①に規定する一定面積以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員又は社員であって年間60日以上耕作業務に従事している者

## 【申請用紙の配布】

農事改良組合長宛てに組合員分の申請書を送付しましたので、該当者は受理し必要事項をご記入ください。

## 【提出先】

各農事改良組合で取りまとめて、各支所地域振興課（水口のみ選挙管理委員会事務局〈総務課内〉）へ提出してください。

## 【提出期限】

平成19年1月10日（水）  
※法令で定められており、申請書を受理する期限です。必ず厳守してください。

☎ 選挙管理委員会事務局

TEL 65-0667 FAX 63-4554

オンラインで  
らくらく！



## 「国税電子申告・納税システム」(e-Tax)で

1. 自宅やオフィスからインターネットを利用して申告ができます。
2. ATMやインターネットバンキング等を利用して納税ができます。
3. 申請・届出等ができます。

## ご利用いただくためには

電子申告を行うためには、事前に税務署への開始届出書の提出と電子証明書の取得が必要となります。  
電子証明書は、本人の住民票のある市区町村等で発行されます。

もっと詳しい  
情報はe-Tax  
ホームページへ

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

「e-Tax」の最新情報やご利用にあたっての手続き等について説明しています。

お問い合わせ  
ご不明の点は  
ヘルプデスクか  
水口税務署へ

ヘルプデスク ☎0570-015901  
水口税務署 ☎62-0314

利用時間  
平日9:00～17:00